

広島県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、広島市安佐北区安佐町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、広島市長から届出があつた。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によつて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十年一月十日

広島県知事 藤田雄山

上

欄

大字 鈴張

地番 鈴張

大字

欄

下

谷鎌

二二一三の一

大字

社敷川

一四九一の三

大字

今節

一五三一の一、一五三
二の三及びこれらの区
域に隣接する道路であ
る市有地の一部並びに
字鑑三六五三の一部に
隣接する道路である市
有地の一部

大字

鈴張

一五二二の一、一五二
一の二、一五二三

大字

上

欄

大字

山根

大字

三三一五の一の一部及
びこの区域に隣接する
道路・水路である市有
地の全部並びに字平石
四四一〇の一の一部、
四四一八、四四一九、
四四二三の一の一部に
隣接する道路・水路で
ある市有地の一部

大字

鈴張

大字

横畠

大字

三四〇四の一部、三四
〇九の一部、三四
れらの区域に隣接する
道路である市有地の一
部並びに三四〇八、
尾崎三四五五の一部に
隣接する道路である
市有地の一部

大字

上

欄

大字

大字

鈴張

大字

上

欄

大字

堀越	後尺田	神名田	才野原	垣外	神音	
市有地の一部 に隣接する道路である 三八二九の一部、字後 尺田甲三七七五の一部 に隣接する道路である 三八二八の一部及びこ れに隣接する道路であ る市有地の一部並びに ある市有地の一部	甲三七七五の一部及び これに隣接する道路で ある市有地の一部	三七四二の一部、三七 四三の一部及びこれら の区域に隣接介在する 道路・水路である市有 地の一部並びに字下夕 煙三九〇九の一の一部 に隣接する水路であ る市有地の一部	三七〇六の一の一部、 三七〇七の一の一部、 三七〇八の一の一部及 びこれらの区域に隣接 する道路・水路である 市有地の一部	三六七〇の一部、三六 七一の一部、甲三六七 三の一部、乙三六七三 の一部及びこれらの区 域に隣接する道路であ る市有地の一部	三四三一の一から三四 一の三まで	三四二〇の一の一部、 三四二三の一の一部、 二三の二の一部、三四 二三の二の一部及びこ れらの区域に隣接する 道路である市有地の一 部並びに字山越三三八 六の一部に隣接する道 路である市有地の一部

後尺田	堀越	下夕畠	垣外	才野原	横畠	山越

上畑	下夕畑	尾崎	下夕砂子田
三八八六の一部、三八八七の一部、三八八八の二の一部及びこれら区域に隣接介在する道路である市有地の一 部	三九二七の一部、三九二九の一部及びこれら区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	四二六三の一部及びこれに隣接する道路・水路である市有地の一部並びに四二六六の一部 に隣接する水路である市有地の一部	四二九九の一部及びこれに隣接する道路である市有地の一・部水路である市有地の一部
下夕畑	尾崎	下夕砂子田	上畑